

令和6年度使用 静岡市教科用図書の採択の基本方針

1 趣旨

静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条、第14条、第16条、第17条に基づき、令和6年度から令和9年度に静岡市立の小学校で使用する教科用図書採択を行うため、次のとおり方針を定める。

2 採択の基本原則

- (1) 採択は、教育基本法（平成18年法律第120号）、文部科学省が定めた小学校学習指導要領（平成29年3月告示以下「学習指導要領」という。）、第3期静岡市教育振興基本計画（令和5年2月静岡市教育委員会策定）の趣旨を踏まえるとともに、静岡県教育委員会が定める「令和6年度用教科用図書の採択指導の基本方針等について」を受けて行うものとする。
- (2) 採択に当たっての教科用図書の調査研究は、「教科用図書編修趣意書」及び静岡県教育委員会が行う教科用図書の調査研究等の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて行うものとする。
- (3) 採択は、静岡市における学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して行うものとする。
- (4) 教育委員会は、採択事務の円滑な遂行に支障がない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、採択理由その他採択に係る情報について、積極的な公開に努めるものとする。
- (5) 教育委員会は、教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、外部からの不当な働きかけ等により採択がゆがめられることのないよう、静ひつな採択環境を確保するものとする。

3 教科用図書採択の流れ

令和5年度は、小学校で使用する教科用図書採択のための静岡地区小学校教科用図書検討委員会を設置するものとする。

以下に教科用図書採択の手順を示す。

- ア 教育委員会は、小学校で使用する教科用図書の採択候補者を選定するため、諮問機関として静岡地区教科用図書検討委員会を設置する。
- イ 教育委員会は、静岡市における学校、児童、地域等の特性と、児童の目線を踏まえて、学校経営の視点・学習指導の視点・保護者の視点で採択候補者を選定するよう、静岡地区教科用図書検討委員会に諮問する。
- ウ 静岡地区教科用図書検討委員会は、静岡地区教科用図書研究委員会に、教科用図書の調査研究を依頼する。
- エ 静岡地区教科用図書研究委員会は、教育委員会が示した調査研究の観点をもとに教科用図書の調査研究を行い、その結果を静岡地区教科用図書検討委員会に報告する。
- オ 静岡地区教科用図書検討委員会は、静岡地区教科用図書研究委員会の報告を踏まえ、静岡市におけ

る学校、児童、地域等の特性と、児童の目線を考慮し、学校経営の視点・学習指導の視点・保護者の視点から、採択候補者を複数選定し、教育委員会に答申する。

カ 教育委員会は、静岡地区教科用図書検討委員会答申をもとに審議し、投票によって1者を採択する。

4 教科用図書調査研究の観点

教育委員会は、静岡県教科用図書選定審議会の教科用図書採択基準を踏まえ、以下を調査研究の観点として示す。

(1) 内容

ア 学習指導要領の各教科の目標、各学年の目標・内容・指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに照らし、適切な内容が精選され、取り上げられている。

イ 各学年の目標・内容の取扱いにおいて、学習指導要領の内容を、児童が確実に身に付けていくために配慮されている。

ウ 知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性の三つの力をバランスよく育む内容になっている。

(2) 組織・配列・分量

ア 教材は、系統的・発展的に組織され、他教材・他学年・他教科との関連が考慮されている。

イ 実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力、学んだことを生かそうとする学びに向かう力、人間性などを育む学習が適切に組み込まれている。

ウ 全体の分量及び各領域の分量、配分は、標準授業時数に照らし、無理なく指導できるよう配慮されている。

(3) 児童への配慮

ア 児童の心身の発達段階に適応し十分な理解を図ることができるものになっている。

イ 児童の生活経験や興味・関心に対する配慮がされている。

ウ 家庭学習に主体的に取り組めるように配慮されている。

静岡県の教科用図書採択基準（静岡県教科用図書選定審議会）

- 1 教科の主たる教材としての内容を具備し、その内容が学習指導要領の教科の目標を達成するために適切であること。
- 2 内容の組織・配列・分量が、児童生徒の学習にとって適切であること。
- 3 児童生徒、学校、地域等の特性や実態を考慮し、児童生徒の発達の段階に即していること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）

（教科用図書の採択）

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 （略）

4 （略）

5 （略）

6 （略）

（同一教科用図書を採択する期間）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（指定都市に関する特例）

第16条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によって都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第十三条第三項及び第六項の規定は、前項の採択について準用する。

（政令への委任）

第17条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択地区協議会の組織及び運営、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）

（同一教科用図書を採択する期間）

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を

除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 （略）

義務教育書学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号）

（同一教科用図書の採択の特例）

第6条 法第14条の規定により種目毎に同一の教科用図書を採択する期間についての令第15条第2項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第3項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 （略）

二 （略）

三 （略）

四 （略）

五 （略）

静岡市が目指す子どもの姿（第3期静岡市教育振興基本計画より）

『たくましく しなやかな子どもたち』

～具体的な姿の例～

- （1）知識・技能のほか、柔軟に対応できる総合的な学力、豊かな心・感性、健やかな体を備えた子どもたち
- （2）いつでも、どこでも、どんな状況でも、自ら考え、主体的に行動することができる子どもたち
- （3）困難なことがあっても、チャレンジ精神を持ち、粘り強く立ち向かう力を発揮する子どもたち
- （4）自分の良さや可能性を認識しつつ、夢や希望に向かって努力し、豊かな未来を切り拓いていく子どもたち
- （5）多様な視点で物事を捉え、他人の考えを尊重し、協力し合いながら問題解決ができる子どもたち
- （6）静岡市民として、地域社会や世界で活躍するグローバルな視野・視点を持った子どもたち